

- 1 監査等の種類 随時監査
- 2 監査の対象 市民病院
時間外勤務に係る報酬の支給遅延
- 3 監査の実施場所 岐阜市役所南庁舎 4階 監査室
- 4 監査の日程 令和3年1月19日～令和3年1月25日
- 5 監査の結果

次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

[指摘事項]

(1) 時間外勤務に係る報酬の支給について

令和2年3月31日に廃止された岐阜市病院事業非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規程第4条第2項は、正規の勤務時間を超えて勤務した場合のその勤務時間に対し増額して支給する報酬は、次の月の報酬の支給日に支給する旨規定している。

しかしながら、令和2年3月31日付けで退職した非常勤職員が令和2年3月に正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間に対し増額して支給すべき報酬については、次の月の報酬の支給日である令和2年4月22日に支給すべきところ、令和2年12月2日に支給されていた。

また、給与、報酬等の名称にかかわらず、賃金が支払期日から遅れて支払われたときは、損害賠償として遅延利息が発生する。

さらに、退職した者については、賃金の支払の確保等に関する法律第6条第1項が、「事業主は、その事業を退職した労働者に係る賃金（退職手当を除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部をその退職の日（退職の日後に支払期日が到来する賃金にあつては、当該支払期日。以下この条において同じ。）までに支払わなかった場合には、当該労働者に対し、当該退職の日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該退職の日の経過後まだ支払われていない賃金の額に年14.6%を超えない範囲内で政令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。」と規定している。

しかしながら、令和2年12月2日に支給した際、遅延利息は、支払われていなかった。

今後は、非常勤職員及び常勤職員を問わず、超過勤務手当の支給について、岐阜市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、岐阜市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程及び岐阜市病院事業会計年度任用企業職員の給与に関する規程を遵守し、適正な事務執行に努められたい。